

平塚市立地区公民館 E V 用普通充電器設置事業者 公募実施要領

1 事業目的

本事業は、経済産業省の充電インフラ整備促進に向けた指針に則り、国が掲げる 2030 年までに公共用急速充電器 3 万基を含む 15 万基の充電器を整備することを目標とした取組として実施するものである。平塚市環境基本計画に掲げる本市の脱炭素社会の実現に向け、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を進めていくため、ガソリン車から E V 車へ乗り換える際の課題となっている E V 用充電インフラの整備が必要不可欠となっている。

このことを踏まえ、地区公民館のうち、自家用車による来館が多いと想定される次の公民館に E V 用普通充電器の設置により目的地充電を導入することで、当該地域における E V 車の普及促進及び公民館利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

2 事業者選定の方式について

公募型にて事業者選定を行う。事業者選定に当たっては、別紙「平塚市立地区公民館 E V 用普通充電器設置事業者 公募審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき、参加表明者が本市に提出した企画提案書の内容を審査し、事業者を選定する。その後、事業者と協議の上、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項による行政財産使用許可（平塚市教育委員会においては教育財産使用許可という。以下「教育財産使用許可」という。）を行い、事業を推進する。

3 事業の内容

- (1) 指定した地区公民館に E V 用普通充電器及び附帯する設備を設置する。
- (2) 本公募に係る公募対象施設は次のとおりとする。施設ごとの個別条件については、別紙「平塚市立地区公民館 E V 用普通充電器設置許可要求水準書」のとおりとする。

	地区公民館名	所在地	備考
1	神田公民館	平塚市田村 3-12-5	体育館、図書館、市民窓口センター併設
2	金目公民館	平塚市南金目 966	体育館、市民窓口センター併設
3	金田公民館	平塚市入野 108-1	体育館、市民窓口センター併設
4	吉沢公民館	平塚市上吉沢 395-1	市民窓口センター併設
5	土屋公民館	平塚市土屋 1864-1	市民窓口センター併設

- (3) 本件は、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」等を事業者が活用することを前提とする。
- (4) 本件は、前述 2 の趣旨から原則、参加表明者等が E V 用普通充電器及び附帯する設備の所有権を持つ提案に限る。参加表明者と E V 用普通充電器及び附帯する設備の所有者が異なる場合は、当該関係性が明記された資料を提出すること。
- (5) 事業の期間は事業者の提案内容による。

4 業者選定のスケジュール

日時	内容	備考
令和 5 年 1 1 月 3 0 日（木）	公募公告開始	ホームページにて公表
令和 5 年 1 2 月 6 日（水） 正午まで	質問書の提出期限	電子メールのみ 正午必着
令和 5 年 1 2 月 8 日（金）	質問書に対する回答	ホームページにて公表 正午頃（予定）
令和 5 年 1 2 月 1 8 日（月）	参加表明書及び企画提案書提出期限	中央公民館に企画提案書等 7 部を郵送又は持参 17:00 必着
令和 5 年 1 2 月 2 1 日（木）	審査	

(予定)		
令和5年12月22日(金) 以降	審査結果の公表 ※正式通知は追って速やかに発送する。	ホームページにて公表

5 参加資格要件

本公募の参加者は、参加申込日を基準とし、次に掲げる資格要件を満たす者でなければならない。

なお、参加者は、事業者として選定されるまでの間に、本項に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格要件を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (2) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (4) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた者を除く。
- (5) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (7) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。

6 失格事由

参加表明者に次の行為があった場合は、その者を失格とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講ずるものとする。

- (1) 他の参加表明者と提案内容等について相談すること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行うこと。

7 説明会について

説明会は実施しない。事業に対する質問などは、次の「8 質問について」を参照すること。

8 質問について

質問は、電子メール（様式任意）により次のとおり受け付けることとする。この他の方法では、事業に関する質問は受け付けない。

なお、全ての質問について、ホームページ上にて回答（公表）する。

- (1) 提出期間 令和5年11月30日(木)～令和5年12月6日(水) 正午必着
- (2) 提出方法 電子メールのみ（質問の到着確認は、電話にて連絡してください。）
- (3) 提出先 平塚市中央公民館 (chuo-k@city.hiratsuka.kanagawa.jp)
- (4) 回答期日 令和5年12月8日(金) 正午頃(予定)

9 応募方法等について

(1) 参加表明について

本公募に参加する場合は、次のとおり参加表明書（第1号様式）の提出を行うこと。

ア 提出期間 令和5年12月8日(金)～令和5年12月18日(月)
17:00必着

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出先 〒254-0047 平塚市追分1番20号 平塚市中央公民館1階事務室

- エ 提出部数 1部（会社の概要が分かるものを1部添付すること。）
- オ 作成方法 市ホームページから様式をダウンロードし、作成すること

(2) 企画提案書等の提出について

参加表明書の提出を行う団体は、併せて次のとおり企画提案書提出届に企画提案書を添付し、提出すること。（要件審査と企画提案書の審査は同時に行う。）

なお、企画提案書（任意様式）は、社名を伏せて記載すること。

- ア 提出期間 令和5年12月8日（金）～令和5年12月18日（月）
17：00必着
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出先 〒254-0047 平塚市追分1番20号 平塚市中央公民館1階事務室
- エ 提出部数 各7部（企画提案書提出届・企画提案書・参考資料）
- オ 作成方法
次の書式に従うこと
(ア) 企画提案書は、A4又はA3サイズ of 用紙で作成し、様式は市の参考様式又はこれに準じた任意書式とする。
(イ) 企画提案書を提出した後、内容の変更等が生じた場合は、遅滞なく、書類提出先に報告しなければならない。
- カ 企画提案書の内容
企画提案書は、審査要領の別紙として掲載した審査項目及び評価内容に対応した記載とすること。
- キ 参考資料
会社の概要がわかるものであること。

1.0 選考方法等

本公募の選考は、要件審査と企画提案書の審査を同時並行で行う。なお、企画提案書は、社名を伏せること。なお、審査方法及び審査項目については、別紙、審査要領のとおり。

1.1 審査結果について

令和5年12月22日（金）以降に審査結果を公表し、参加者へ書面により郵送する。

1.2 教育財産使用許可について

- (1) 教育財産使用許可は1年ごとに行い、提案期間までの継続許可更新を行う。
- (2) 審査要領に基づき事業者を選定し、協議の上、許可する。許可に必要な事項は附款にて記載する。（契約書は原則、締結しない。）なお、教育財産使用許可の使用料は、事業の公益性を踏まえ、減免とする。
- (3) 事業者は、平塚市市有財産規則に基づき、EV用普通充電器等の設置に係る教育財産使用許可の申請をしなければならない。なお、平塚市市有財産規則に定める許可期間満了時に許可を更新する場合においても、その都度、申請を要する。（教育財産使用許可の使用料の減免申請についても、その都度、申請を要する。）

1.3 費用負担について

本公募の事業化に係る費用負担については、要求水準書や選定された事業者の企画提案内容を踏まえ、両者協議により決定する。但し、本公募に係る本市の予算化（令和6年度当初予算）は、現時点で想定していないことから、企画提案は可能な限り、本市が負担するイニシャルコスト及びランニングコストが発生しないビジネスモデルとすること。

1.4 維持管理責任について

- (1) EV用普通充電器及び附帯する設備の故障や問い合わせについて、事業者の営業時間内外を問わず、故障等において対応可能な連絡先を明記し、事業者の責任において対応すること。また、故障等の際には、速やかに修理等の対応をすること。

- (2) EV用普通充電器及び附帯する設備が汚損又は損傷したときは、事業者の負担により速やかに復旧すること。

1.5 現状復旧について

EV用普通充電器及び附帯する設備並びに公道に埋設した配管等については、原則、教育委員会と合意した期間満了までに原状回復を行うものとする。ただし、教育長が本市への所有権移転等を認めた場合は、この限りでない。

1.6 その他

- (1) 本公募への参加に係る費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 本公募への参加にあたっては、グリーン購入及び環境配慮に努めること。
- (3) 提出書類の作成のために本市から受領した資料は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 本市は、提出された書類を、参加表明者に無断で本公募の目的以外の目的に使用することはない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された書類について、平塚市情報公開条例（平成14年12月20日 条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 事業者は、本事業に係る情報について適切に管理すること。また、万が一、情報漏えい事故等が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。
- (8) 平塚市は公募対象施設を公用又は公共用のために必要とする場合、地方自治法第238条の4第9項に基づき、許可を取り消すことができる。この場合、許可開始日から許可取消し日までの期間が、収益により対価を償却するに足りないと認められる期間である場合、事業者は、当該差額分の補償のみ請求することができる。（事業者の利益見込み分については一切請求できない。）

1.7 事務担当課、書類等の提出先

〒254-0047

平塚市追分1番20号

平塚市中央公民館

メール：chuo-k@city.hiratsuka.kanagawa.jp

電話：0463-34-2111